

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 主として中間期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)
時価のないもの 主として総平均法による原価法

(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による低価法
在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法
原材料・仕掛品 主として最終取得原価法による原価法

(3)有形固定資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社は主として定率法(当社の三重工場及び亀山工場の機械及び装置は定額法)によっております。

なお、在外連結子会社では主として定額法によっております。

(4)繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(5)賞与引当金の計上方法

将来の支給見込額のうち当中間期の負担額を計上する方法によっております。

(6)退職給付引当金の計上方法

当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、7年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌期より費用処理することとしております。

(7)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計処理の変更

(役員退職慰労引当金の会計処理)

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当中間期より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間期の営業利益及び経常利益はそれぞれ66百万円減少し、税金等調整前中間純利益は829百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間期の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ1,933百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

追加情報

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した期の翌期より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間期の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ3,995百万円減少しております。

(開示の省略)

リース取引、有価証券、デリバティブ取引に関する注記事項については、中間決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。